

丹波市立児童館運営委員会次第

日 時：令和6年7月2日（火）

午前10時から

場 所：こうがやま児童館 遊戯室

1. 開 会

2. 委嘱書交付

3. あいさつ

子育て支援課長兼児童館長 西山 健吾

4. 会長あいさつ

会長 黒田 睦美

5. 議 事

- ① 令和5年度事業報告について
- ② 令和6年度事業計画について
- ③ その他

6. 閉 会

丹波市立児童館運営委員会委員名簿

令和7年3月31日まで

氏 名	所属・職名等
近藤 紀子	丹波市社会福祉協議会 次長兼総務課長
大西 健太	丹波市PTA連合会 常任委員
黒田 睦美	丹波市小学校長会 中央小学校長
細川 由香利	児童館 利用者
山内 順子	児童館 教室指導者
荻野 真理子	丹波市民生委員児童委員連合会 主任児童委員
福垣 由美子	公募委員

児童館の概要

1. 目 的

児童に健全な遊びの場を提供するとともに、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とし、地域の健全育成の拠点施設として活用する。

2. 設置場所等

施 設 名	場 所	電話番号
丹波市立こうがやま児童館	丹波市氷上町成松 217	82-8620

3. 開館時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

4. 休館日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

5. 利用対象者

0 歳から 18 歳未満までの児童とその保護者

6. 主な事業内容

- (1) 児童の集団的及び個人的指導に関する業務
- (2) 児童相談に関する業務
- (3) 子ども会等地域組織活動の育成助長に関する業務
- (4) 児童クラブ等の育成に関する業務
- (5) 関係機関又は団体との連携に関する業務
- (6) 少子化対策に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、児童館の目的を達成するために必要な業務

参 考

【根拠法令 児童福祉法】

第 1 条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第 40 条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

令和5年度 丹波市立こうがやま児童館事業実績

チャレンジ教室事業

令和6年3月末

事業名	開催場所	評価	実施回数	参加人数
わくわく絵画教室	こうがやま児童館	初回に「絵を描くわくわくをみんなでいっぱい楽しもう」と話し、感染症対策の規制が緩和した今年度ならではの活動を展開した。 第1回の名札作りは、画用紙のサイズを大きくすることで余白が増え、自己紹介代わりに自分の描きたいものを好きな画材で描くことを楽しんだ。はじき絵では一人ひとりの感性で自由にクレパスで描き、薄めた絵具を何色も使って表現し、はじき絵の不思議に夢中になった。 第2回、3回は、お互いの距離が近くなった喜びを感じた共同画～つながる絵～を体験した。大きな模造紙にグループでのびのびと描く気持ちよさを味わい、絵具で色付けし、『みんなおいでよ児童館』開催時に展示した。市内の様々な小学生が集まっていることを改めて実感した体験にもなった。 第4回、墨絵では画仙紙と水で薄めた墨も準備し、墨の濃淡を活かしながら大小の筆、割りばしを使って描くといったチャレンジ教室ならではの経験をした。 第5回～穴の向こうはなんだろうブック～では、画用紙に穴をあけて破り、クレパス、マジックを使って穴から見える世界を描き、本に仕上げるといった活動を行った。 教室の最後には毎回保護者も入室され、児童と作品の鑑賞をする時間をとった。年間を通して様々な画材や技法に触れ、自分の思いを自由に表現する楽しさを存分に味わうことができた。	全5回中 5回	93名
おもしろ科学教室	こうがやま児童館	年間を通し、参加児童がスムーズに取り組みができるように講師と事前打ち合わせを重ね、実際に職員も作成したり実験したり事前準備を行った。教室当日の児童の活動の中から突然に必要なものが出てきたりすることもあるので、あらゆる想定をしながら児童の思いや考えに対応出来る準備物の大切さを感じた。 毎回、素材活用をし、身近な材料を利用することや工夫をして科学の力と結び付け、新しい物を生み出すといった考え方を自然に学ぶことができた。与えられた課題の中で創意工夫し、発展させ、講師も「そういう考えもあったか」と言われるように、自分で新たに展開していく姿が、回を増すごとに多くみられた。 保護者から「引っ込み思案で心配」とか「落ち着きがないから心配」と聞いていた児童も順応でき、全体的に参加児童の聞く力が育ったことや教室の約束を守れるようになり相互に教えあう姿が多くなった。完成したものを利用して遊ぶ時の児童の関係性も格段に増し、かかわりも深まってきた。 科学の働きを理解しものづくりに発展させる中で、試しては工夫を加える力、より良いものに発展させていこうとする姿勢、納得いくまで試行錯誤し考える力、友達や講師に困ったことを相談できる力などたくさんのことを学べ、充実感や達成感、満足感を得るという一連の喜びを感じることができた。	全5回中 5回	80名

英語であそぼう	こうがやま児童館	英語を好きになることを目的に、初回には「英語を話せると世界中の人と友達になれる!」と話し、子ども達の期待感を高めてスタートをした。 英語であそぼうは他の2教室とは違い反復して習得する過程があり、年間5回を通して音楽やリズムを活用しながら手遊びや全身を動かすことで、自然に英語に親しめるように講師が工夫をしている。 今年度は感染症対策も緩和されていったことで、マスクを外して参加する児童も増え、沢山の笑顔、笑い声があふれる中、発音にも積極的にチャレンジし、活発な活動となった。飛沫防止パネルを外したことで、自由に動くこともできるようになった。参加児童皆で手をつなぎ、輪になってお互いを見合いながらリズムに合わせて体を動かし、英語を発音したり、ジャングルに探検しながら動物の名前を発音したりとでることが沢山増えた。 毎回、季節の挨拶を覚えたり、自分の名前、住んでいる市、好きな色を発音したり、と実用的な英語を習得することができた。12月の開催日にはクリスマスの挨拶をしり、クリスマスならではの単語も発音し、わくわくした楽しい雰囲気の中で学ぶことができた。 講師が準備してくださった活動内容に沿った、イギリスやアメリカの児童が使用しているカラフルなワークシートにも取り組み、学んだことを確実に習得していた。 年間を通して、講師が自由でアットホームな雰囲気を大切にされ、子どものつぶやきを受け止め、柔軟に対応してくださることで、児童が自然と英語を好きになる活動となった。	全5回中 5回	69名
---------	----------	---	------------	-----

児童館啓発事業

令和6年3月末

事業名	開催場所	評 価	実施回数	参加人数
夏の星空観察会	こうがやま児童館	令和元年度以降中止となっていたが、待ちに待った開催となる。 柏原高校の新しい顧問の先生と部員も経験者がいないという中で、気分も新たに取り組んだ。 部員主導により、スライドでの七夕伝説の読み聞かせやクイズが繰り広げられた。参加児童には少し難しい内容もあったように思われたが、高校生の熱心さが伝わり、皆精一杯考え挙手解答する姿が見え最後まで楽しめた。 グランドでの天体観測では、曇り空の中大型望遠鏡で「デネブ」を観ることができたり、観測できない時には部員の皆さんがスマートフォンの天体アプリを使って対応する工夫が見られたりと、参加者との関わりも深まった。 閉会前にはたくさんの星が出ており、ホール内で教わった星座を顧問の先生や部員の皆さんに教えてもらいながら肉眼で観ることができたので、会終了時には誰もが夜空を見上げ笑みを浮かべていた。 大型望遠鏡での天体観測や異年齢間の交流ができるこの会は、児童館という居場所を知り体験してもらえる貴重な機会になっている。 最後には、事前に理科部の方から手作り望遠鏡を提案してもらっていたので、児童館の方でキットを用意し参加児童全員に持ち帰ってもらった。自分が作ったもので月や星を眺め、探求心や夢を広げてくれることを期待したい。	1回	46名
みんなおいでよ児童館	こうがやま児童館	運営委員様・主任児童委員様・氷上中学校生の方々のご協力を得ながら開催することができた。 「笑って楽しく体力アップ」は未就学児から大人までが参加可能な内容に考慮され一体感を持ちながら楽しく思いっきり身体を動かすことができた。 氷上中学校生による「クイズバトル」はゆっくりと問題を読み上げてもらい分かりやすかった。手作り金メダルを付けてもらえるとうれしそうにしていた。 「リサイクルなんでも楽器になっちゃうよ」は家庭にある身近な素材を活用し、それをおもしろく演奏されるので見入っていた。次々と出てくる楽器に興味津々で、もらったヤクルト笛で演奏の合いの手を入れたり、実際に楽器を持たせてもらい満足そうであった。 久しぶりにみんなが集い、ふれあい、笑い楽しめ学べた貴重なひと時であった。	1回	44名

こまをまわして 遊ぼう	こうがやま児童館	日本全国のからくりこまを軽妙な語り口調で次々と紹介してくださり、子ども達がぐんぐんと、こまの魅力に引き込まれる、新春恒例の「こまをまわしてあそぼう」。たくさんの方の協力を得て、今年度も開催することができた。 ただこまを回すだけではなく、一つ一つのこまの個性、見るポイントを教えてくださり、子どもたちにもそのこまのおもしろさが分かりやすく伝わっていた。 未就学児もこまが回る様子に喜び、十分落ち着いて参加できた。 桃太郎の話の鬼との戦いのシーンでは、こまとこまの勝負に会場が一つになり、盛り上がった。 こままわし体験の時間には積極的に挑戦し、講師に回すコツを教えてもらい、回せた時のうれしそうな顔、回せなくても何度も挑戦する姿が印象的だった。もともと得意な方もおられ、子どもに回して見せたり教えたりされていて家族のコミュニケーションを深められている様子も見られた。 参加者の中には「毎年参加し、6回目になります。」と話してくださる方や、「こども園でちょうど桃太郎のはなしを読み聞かせてもらっていて、こまの桃太郎のお話に夢中でした。」と教えて下さる保護者もおられ、楽しんでおられる様子が伝わってきた。 日本の伝承遊びに触れ、大人も子どもも学びある有意義な時間を過ごすことができた。	1回	33名
----------------	----------	---	----	-----

出前児童館事業

令和6年3月末

事業名	開催場所	評価	実施回数	参加人数
レッツエクササイズ	柏原住民センター	参加者3組6名の予定だったが、当日までに1組キャンセルされ、当日、講師到着後に残りの2組もキャンセルの為、行事の開催が不可能となった。	1回	0名
和ごころ講座	青垣町 高源寺	沢山の風鈴の音色に迎えられ石段をあがると、住職に本堂へと促され座につく。 小鳥や風の音を聞きながら座していると、呼吸の整え方を教えていただいた。心を空っぽにして約25分程度座禅をした。終了合図の御鈴と拍子木がなってもまだ座禅を続けていたほどの集中力であった。 縁側で水分補給をしながら天目カエデが200年経過していることや、本堂の扉の金具がセミの形になっているのは「セミは生涯人の命をたべないから」と教えていただいた。 その隣の部屋には250年前の天国と地獄の6幅の絵図（掛け軸）があり一つひとつ説明していただいた。小さな生き物にも大切な命があること、命を粗末にしないこと、嘘はつかないこと、自分のした悪い行いが、いつか自分へと返ってくるなど大切な話を聞かせていただいた。 「高源寺に来てよかった」「こんな機会を得られて本当によかった」「急にこれなくなったお父さんに話してあげよう」などと感想を言われていた。その後、三重塔や境内を楽しそうに散策された。	1回	3名
学べるクッキング	ライフピアいちじま	講師にバッククッキングの意義や効果、災害時にいかに命を守るために食を確保するか、どんなものが活用できるか等を聞きながら、一番時間を要する①大豆ご飯から作り始める。 バッククッキングした食材の中の空気を抜くために、袋の口を軽く持ちながら水中に沈めて袋口を縛る方法、袋口をねじりながら縛る方法を教えていただいた。「自分でやる」「できると思う」と言いながら保護者の介助を受けつつ上手にしていた。 家庭別の鍋に湯を沸かし、その中に順次、②かぼちゃの含め煮③切り干し大根煮④ソーセージとミックスビーンズのトマト煮を入れた。 一旦バッククッキングしたら途中で味見はできないので、そうめんつゆやケチャップ、塩等を活用して味付けをした。 出来上がるまでの時間に、講師による災害についての知識やローリングストックの大切さ（実際に食材を見ながら）などミニ講話をしていただいた。 児童館からは、災害時に食器として使える材料の紹介（実物掲示パネル）や防災クイズをした。「あ！そうか」「知ってる」などとそれぞれ応答していた。 料理が出来上がると、広告紙のお皿や土に返る木のスプーンや箸を使って「おいしいおいしい」と言いながら食していた。 参加後の感想文には、知らないことを知った喜びや、「これからは一人でできます」「参加したことで、いろいろな勉強ができました」と記しており、新たな知識を得られた貴重な体験であった。	1回	7名

その他事業

令和6年3月末

事業名	開催場所	評 価	実施回数	参加人数
地域に学ぶ トライヤ る・ ウィーク	こうがやま児童館	6月5日～9日の5日間受け入れた。1名での参加であったが、たった一人で不安もあったと思うが、緊張の中にも様々なことを吸収したいという意欲がみられた。 館内外の環境整備、手作り玩具の製作にも取り組んでもらった。 児童館の果たす役割が多岐にわたり、いろいろ児童のことを考えてされているんだなと本人が感じ取っておられることを日々提出されるノートからも見て取れた。 実際に保護者や乳幼児・小学生等に関わる際にも、優しく話したりそばで見守ったりできるようになり、「少しは自分から話せるようになった」といいながら人と関わり歩み寄る姿がみられた。 幼い子どもたちが自分が作成した「音の出る玩具」で遊んでくれるのが何よりうれしかったそうである。 児童館の果たす役割や日々の業務の中に、利用者のことを考えて行動する姿を感じ取ってもらえたようである。今回の体験をいつかどこかで生かし、将来の夢に向かって大きく羽ばたいてほしいと願う。	5日間	1 名

令和5年度 こうがやま児童館事業実績（参加人数）

（令和6年3月末）

月	日	事業名	参加人数
5	20	おもしろ科学教室 第1回	15
6	3	わくわく絵画教室 第1回	20
6	5～9	トライやる	1
6	10	英語であそぼう 第1回	14
6	24	レッツエクササイズ	0 申込者当日キャンセル
7	1	わくわく絵画教室 第2回	18
7	8	英語であそぼう 第2回	13
7	22	和ごころ講座	3
8	4	夏の星空観察会	46
8	19	おもしろ科学教室 第2回	17
9	2	わくわく絵画教室 第3回	20
9	9	英語であそぼう 第3回	11
10	7	おもしろ科学教室 第3回	16
10	21	みんなおいでよ児童館	44
11	11	わくわく絵画教室 第4回	17
12	2	おもしろ科学教室 第4回	16
12	9	英語であそぼう 第4回	13
12	16	学べるクッキング	7
1	13	こまをまわしてあそぼう	33
1	20	おもしろ科学教室 第5回	16
2	17	英語であそぼう 第5回	18
3	2	わくわく絵画教室 第5回	19

令和5年度 こうがやま児童館年間利用者実績（地域別） 令和6年3月末

年齢	柏原地域	氷上地域	青垣地域	春日地域	山南地域	市島地域	その他	合計
0 歳	9	206	1	8	4	0	3	231
1 歳	78	344	14	29	3	8	4	480
2 歳	88	259	9	5	13	2	2	378
3 歳	8	72	2	28	9	1	2	122
4 歳	4	58	2	6	6	1	0	77
5 歳	9	79	6	5	2	0	0	101
6 歳	3	57	6	12	5	2	0	85
7 歳	28	284	9	3	11	8	0	343
8 歳	8	442	3	5	12	7	0	477
9 歳	16	210	6	4	15	7	0	258
10 歳	2	267	3	3	4	2	0	281
11 歳	0	240	3	0	3	3	1	250
12 歳	1	229	2	0	0	0	1	233
13 歳	0	5	0	0	0	0	0	5
14 歳	0	9	0	0	0	0	0	9
15 歳	4	4	0	0	0	0	0	8
16 歳	3	7	0	0	0	0	0	10
17 歳	0	1	0	0	0	0	0	1
18 歳～	172	1,199	71	98	97	57	27	1,721
合 計	433	3,972	137	206	184	98	40	5,070

開館日数 293 日 1 日平均利用者数 17.4 人

実利用日数 291 日

令和6年度 丹波市立こうがやま児童館事業計画

教室名等	実施日	場 所	対象者	内 容
出前児童館 (レッツエクササイズ)	6月22日(土)	氷上住民センター	小学生・保護者	「速く走る」をテーマに、実践を交えながら走ることの喜びや楽しさを味わうと共に、走るための身体のしくみについても学びを深める。
出前児童館 (和ごころ講座)	7月27日(土)	山南住民センター	小学生・保護者	日本の伝統的な「和菓子」を、旬の食材を使用し、手作業で作る工程を実体験しながら、自分だけの和菓子を作る。
出前児童館 (学べるクッキング)	11月30日(土)	ライフピア いちじま	小学生・保護者	身近にある食材で、簡単で美味しいおにぎり弁当を作る。パパッと簡単にでき、楽しくアイデアあふれる、いろいろなおにぎりに挑戦する。
チャレンジ教室 (英語であそぼう)	年間(5回) 各土曜日	こうがやま児童館	小学生 (1年～3年)	季節の行事・歌・リズムを取り入れた活動や簡単なゲームを楽しみながら身近な英語に親しみ、ワークシートを使ってより知識を深める。
チャレンジ教室 (わくわく絵画教室)	年間(5回) 各土曜日	こうがやま児童館	小学生 (1年～4年)	様々な画材を使って絵を描くことを楽しんだり、自分の思いを表現するいろいろな手法を知ったりすることで、表現する喜びを味わう。
チャレンジ教室 (おもしろ科学教室)	年間(5回) 各土曜日	こうがやま児童館	小学生 (1年～4年)	身近な素材を活用した工作を通して、不思議な科学現象を知り、興味関心を広げる。試したり工夫したりした完成品で楽しく遊ぶ。
啓発事業 (夏の星空観察会)	8月9日(金)	こうがやま児童館	未就学児・保護者 小学生～一般	夏の星座、月、木星、土星等を天体望遠鏡で観察し、講師や高校生の話、天体クイズ等を楽しみ、宇宙・星空への関心や夢を広げる。
啓発事業 (みんなおいでよ、 児童館！)	10月26日(土)	こうがやま児童館	未就学児・保護者 小学生～一般	様々な活動を通して人と交流する楽しさや仲間意識を育み、たくさんの地域の方に見守られながら自然豊かな丹波でともに育つ喜びを知る。
啓発事業 (こまをまわして あそぼう)	R7年 1月11日(土)	こうがやま児童館	未就学児・保護者 小学生～一般	日本全国の郷土こまの紹介や技の披露。個性豊かなこまを使って生きるヒントを織り交ぜながら語られる昔話を聞く。実際に様々なこまに触れ、回せるように挑戦する。

※トライやるウィーク・サマーボランティア・インターンシップ・実習生の受け入れ。

令和6年度 年間行事予定表

丹波市立 こうがやま児童館

R6年4月1日

日	曜	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	日	曜	1月	2月	曜	3月
1	月		水	土	月	木	日	火	金		1	日	水	土	曜	土
2	火		木	日	火	金	月	水	土		2	木	休館日	日		日
3	水		金	月	水	土	火	木	日		3	金	休館日	月		月
4	木		土	火	木	日	水	金	月		4	土	仕事始め	火		火
5	金		日	水	金	月	木	土	火		5	日	こまをまわしてメロ	水		水
6	土		月	木	土	火	金	日	水		6	月		木		木
7	日		火	金	日	水	土	月	木		7	火		金		金
8	月		水	土	月	木	火	金	土		8	水		土	わくわく絵画教室⑥	土
9	火		木	日	火	金	月	水	土		9	木		日		日
10	水		金	月	水	土	火	木	日		10	金		月		月
11	木		土	火	木	日	水	金	月		11	土	こまをまわしてメロ	火	建国記念の日	火
12	金		日	水	金	月	木	土	火		12	日		水		水
13	土		月	木	土	火		日	水		13	月	成人の日	木		木
14	日		火	金	日	水	土	月	木		14	火		金		金
15	月		水	土	月	木	火	金	土		15	水		土	英語であそぼう⑤	土
16	火		木	日	火	金	月	水	土		16	木		日		日
17	水		金	月	水	土	火	木	日		17	金		月		月
18	木		土	火	木	日		金	月		18	土		火		火
19	金		日	水	金	月		土	火		19	日		水		水
20	土		月	木	土	火		日	水		20	月		木		木
21	日		火	金	日	水		月	木		21	火		金		金
22	月		水	土	月	木		火	金		22	水		土		土
23	火		木	日	火	金		水	土		23	木		日	天皇誕生日	日
24	水		金	月	水	土		木	日		24	金		月	振替休日	月
25	木		土	火	木	日		金	月		25	土	おもしろ科学教室⑨	火		火
26	金		日	水	金	月		土	火		26	日		水		水
27	土		月	木	土	火		日	水		27	月		木		木
28	日		火	金	日	水		月	木		28	火		金		金
29	月		水	土	月	木		火	金		29	水		土		土
30	火		木	日	火	金		水	土		30	木		日		日
31	水		金		水	土		木	日		31	金		月		月

※児童館事業

・運営委員会（7月・2月）予定

※貸館利用

・丹波市内認定こども園（子育て支援施設等）
・子育て学習センター等

※チャレンジ教室

①わくわく絵画教室（年間5回）
②英語であそぼう（年間5回）
③おもしろ科学教室（年間5回）

※その他事業

①トライやるウィーク（中学2年生）
②サマーボランティア受け入れ
③インターンシップ受け入れ
④実習生受け入れ

※啓発事業

①夏の星空観察会 《8月9日（金）》
②みんなおいでよ、児童館！《10月26日（土）》
③こまをまわしてあそぼう《令和7年1月11日（土）》

※児童館だより 年4回（春・夏・秋・冬）

※出前児童館

①レッツエクササイズく 氷上住民センター：6月22日（土）
②和ごころ講座《山南住民センター：7月27日（土）》
③学べるクッキング《ライフピアいちじま：11月30日（土）》

○丹波市立児童館条例

平成16年11月 1 日

条例第113号

改正 平成24年12月27日 条例第52号

平成27年 9 月30日 条例第36号

平成28年 9 月29日 条例第32号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第1条に規定する理念に基づき児童の心身共に健全な育成を図り、もってその福祉を増進するため、法第40条に規定する児童館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 児童館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
丹波市立こうがやま児童館	丹波市氷上町成松217番地

(事業)

第3条 丹波市立児童館（以下「児童館」という。）は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童の集団的及び個人的指導に関すること。
- (2) 児童相談に関すること。
- (3) 子供会等地域組織活動の育成助長に関すること。
- (4) 児童クラブ等の育成に関すること。
- (5) 関係機関又は団体との連携に関すること。
- (6) 少子化対策に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する児童館の目的を達成するために必要な業務

(職員)

第4条 児童館に館長その他の必要な職員を置く。

(運営委員会)

第5条 児童館の円滑な運営を図るため、丹波市立児童館運営委員会を置く。

- 2 委員会は、委員8人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 識見を有する者 5人以内
 - (2) 主任児童委員 1人
 - (3) 公募による市民 2人以内
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員の再任は、妨げないものとする。

(使用の許可)

第6条 市長は、第1条に規定する目的に反しない限り、児童館を使用させることができる。

- 2 児童館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときもまた同様とする。
- 3 市長は、前項の許可をする場合において、児童館の管理上必要な条件を付

すことができる。

(使用許可の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 児童館の施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他市長が管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第8条 児童館の使用料は、無料とする。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 第6条の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は許可目的以外に使用してはならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、若しくは使用の許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、若しくは使用の許可を取り消し、又は使用の中止、若しくは制限を命じた場合において、使用者に損害が生じても、市長は、その損害の責めを負わない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、児童館の使用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。前条の規定により許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、市において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

(損害賠償)

第12条 使用者が建物、備品その他の附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(その他)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の氷上町立児童館の設置及び管理に関する条例（平成6年氷上町条例第16号）の規定によりなされた処分、

手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年12月27日条例第52号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年9月29日条例第32号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

○丹波市立児童館条例施行規則

平成16年11月 1 日

規則第67号

改正 平成21年 9 月 2 日規則第96号

平成24年12月27日規則第74号

平成27年 9 月30日規則第54号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波市立児童館条例（平成16年丹波市条例第113号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 条例第4条の規定により、丹波市立児童館（以下「児童館」という。）1館につき次の職員を置く。

(1) 館長 1人

(2) その他の職員 2人

2 館長は、他の職務と兼ねることができる。

(開館時間)

第3条 児童館の開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 児童館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

(4) その他市長が管理上必要と認めた日

(使用許可の申請)

第5条 条例第6条の規定に基づき、児童館を使用しようとする児童は、受付に備付けの使用簿に住所、氏名及び年齢を記入し、許可を得て入館するものとする。

2 児童以外の者が児童館を使用するときは、児童館使用許可申請書を使用する日の前日までに提出するものとする。ただし、市長において特別の理由又は当該施設の管理上支障がないと認められるときは、当該期間によらないことができる。

(使用の許可)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用の許可を決定したときは、当該申請者に対し、児童館使用許可書を交付するものとする。

(使用変更等)

第7条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設の使用を変更し、又は取り消しをしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、条例第10条の規定による許可した事項を変更し、若しくは使用の許可を取り消し、又は使用を中止し、若しくは制限をするときは、口頭

又は理由を付した文書により使用者に通知するものとする。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 児童館の使用を終了したときは、使用した場所及び設備を整理整頓し、係員に届け出ること。
- (2) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- (3) 建物その他の物件を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 騒音、暴力等により他に迷惑をかけないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、児童館の管理上必要な指示に従うこと。

(入館の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) めいていしている者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

(係員の立入り)

第11条 使用者は、市長から管理上係員の立入りを求められたときは、拒んではならない。

(損傷等の届出)

第12条 使用者は、建物、備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(委員会の運営)

第13条 委員会は、児童館の円滑な運営を図るため、必要な事項を調査及び審議する。

2 委員会が調査及び審議する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 児童館の管理に関すること。
- (2) 児童館の行う事業の企画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、条例第3条の目的達成に必要な事項

(会長及び副会長)

第14条 委員会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数となったときは、会長の決するところによる。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、児童館の管理運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の氷上町立児童館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成6年氷上町規則第14号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年9月2日規則第96号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月27日規則第74号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。